

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）342条1項の規定に基づく固定資産税賦課処分及び法702条1項の規定に基づく都市計画税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求のうち、令和2年11月10日付けの固定資産税・都市計画税決定通知書により減額された部分に係る審査請求については却下し、その余の部分に係る審査請求については棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和2年6月1日付けで行った別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。なお、平方メートルについては「㎡」と表記する。）に係る令和2年度分の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）賦課処分（内容は、別紙処分目録記載1のとおり。以下「本件処分」という。）について、その一部の取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その一部の取消しを求めている。

- 1 この道は東西、南北共に9尺道路です。南北約10.5mで1.3m程セットバック、右折が困難で三角地を作っており、16㎡程

度減っています。東西約21mはセットバックしてありませんが、27㎡程セットバックしなければなりません。

私の主張は南側道路が2.7mと狭いのでセットバック部分を課税除外するよう求めているが、処分庁は条例等で否認している。

- 2 この土地は私が半分、外3人の共有地です。固定資産税は応益の原則で課税され、駐車場用地、未利用地が住宅用地より、課税標準が高いのはおかしい。むしろ低いのが当然ではないですか。然らばこの土地を共有持分で分割すれば小規模用地として、適用される。私は共有地を個別に課税して各人に請求出来ないかと申し入れたが、以前は出来たが現在は出来ないとの返事であった。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3年 6月 1日	諮問
令和 3年 7月 30日	審議（第57回第2部会）
令和 3年 8月 20日	審議（第58回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

- 1 本件減額処分により減額された部分に係る審査請求について
処分庁は、非課税申告書を受け、本件非課税規定に基づき、令和2年11月10日付けで、本件減額処分を行ったことが認められる。そうすると、請求人は、その減額された限度において、本件処分

の取消しを求める法律上の利益を失ったものというべきであるから、本件減額処分により減額された部分の取消しを求める審査請求は、その限度において、不服申立ての利益を欠いた不適法なものとして却下を免れない。

2 上記減額部分を除く部分に係る審査請求について

(1) 法令等の定め

ア 固定資産税等の賦課期日

法359条によれば、固定資産税の賦課期日は当該年度の初日の属する年の1月1日とされており、また、法702条の6によれば、都市計画税についても同様とされている。

そして、固定資産税等の納税義務者、課税客体、課税標準、非課税の範囲等の課税要件は、賦課期日現在の状況によって確定されるものである。

イ 固定資産税等の課税標準

土地に対して課する固定資産税等の課税標準は、基準年度（法341条6号）における賦課期日における価格で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳に登録されたものとされている（法349条、702条）。

ウ 固定資産税の非課税の範囲

(ア) 法348条2項は、固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができないとし、その5号で、「公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地」を掲げている（本件非課税規定）。

また、本件非課税規定により非課税となる「公共の用に供する道路」とは、所有者において何等の制約を設けず、広く不特定多数人の利用に供するものをいうものであり、原則として道路法の適用を受ける道路をいうものであるとされる（行実昭26・9・14知財委税第456号、昭42・4・5自治固第34号。固定資産税務研究会編『固定資産税逐条

解説』(財団法人地方財務協会(平成22年)85頁)。

- (イ) 東京都においては、「固定資産税及び都市計画税の課税事務の取扱いについて(通達)」(平成28年1月29日付27主資固第243号主税局長通達)により、固定資産税等の課税事務の取扱いについては、「固定資産税及び都市計画税課税事務提要」(以下「事務提要」という。)によるものとされているところ、事務提要によると「公共の用に供する道路」とは、「原則として道路法にいう道路(高速自動車国道、一般国道、都道、区道)をいうが、その他のものであっても、何等制約を設けず不特定多数人の利用に供されているもので、次のすべての条件に該当するものについては、道路法にいう道路に準ずるものとして、これに含める」ものとされている(事務提要第2章第4節第2・12・(1))。

また、事務提要によると、「公共の用に供する道路」とは、上記に該当するものをいうが、特別区が整備した細街路等の拡幅部分、建築基準法42条2項及び3項の規定により設けられた拡幅部分、同法43条2項2号の規定により建築を許可するにあたり条件とされた拡幅部分及び東京都建築安全条例2条の規定により設けられた隅切り部分で、公共の用に供する道路等と一体となって道路の効用を果たしているものなどについては、それぞれ公共性が高いものとして、これ(公共の用に供する道路)に含めるとされている(事務提要第2章第4節第2・12・(2))。

- (ウ) 東京都都税条例施行規則(以下「都規則」という。)によると、法348条2項本文及び702条の2第2項により固定資産税等について非課税の適用を受けるべき者は、都規則12条の14に規定する事項を記載した非課税申告書を知事宛てに提出しなければならないものとされている(都規則12条の14及び18条2項)。

エ 固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出

法432条1項によれば、固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合、所定の期間内に固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができることとされており、同条3項によれば、この審査の申出ができる事項については、当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができないとされている。

そして、法702条の8第2項により都市計画税についても同様とされている。

オ 共有物に対する固定資産税等の課税

法10条の2は、共有物に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負うことを定め、法10条は、地方団体の徴収金の連帯納付義務等については、民法の規定（民法436条及び437条並びに441条ないし445条）を準用する旨を定めている。

民法436条は、債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定により数人が連帯債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができることと定める。

(2) 本件処分について

ア これを本件についてみると、本件土地は、本件賦課期日において現況（宅地：駐車場）に変化はなく、処分庁は、基準年度に係る賦課期日における価格で土地課税台帳に登録された価格に基づき、課税標準額を算出したものと認められる。また、税額の算出過程においても違算等の事実は認められない（固定資産税及び都市計画税税額計算書（土地））。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の定めによって適

正になされたものということができる。

イ また、処分庁は、本件処分後に、請求人からの非課税申告書の提出を受け、セットバック主張部分について、①未分筆であり、提出された非課税申告書によっても位置・状況を確認できないこと、②公共の用に供する道路であることを示す公的資料も提出されていないこと、③〇〇区の各担当課の聞き取りによっても、公共の用に供する道路であることは確認できないことから、本件非課税規定は適用できないと判断しているが、この点についても、上記1の法令等の定めにも則ったものということができる。

(3) 請求人の主張についての検討

ア 請求人は、上記第3・1のとおり、セットバック主張部分について、本件非課税規定の適用を求めている。

しかし、上記(2)のとおり、処分庁が、請求人からの非課税申告書の提出を受け、セットバック主張部分について、本件非課税規定は適用できないと判断したことは法令等の定めにも則ったものである。

イ 請求人は、上記第3・1のとおり、本件土地の東西に通じる道路に面している部分について、「セットバックしていないが、27㎡程セットバックしなければならない」という理由で、本件非課税規定の適用を求めている。

しかし、上記2(1)アのとおり、固定資産税等の課税客体、課税標準、非課税の範囲等の課税要件は、毎年1月1日現在の状況によって確定されることから、本件非課税規定の「公共の用に供する道路」とはいえない。

ウ 請求人は、上記第3・2のとおり、共有地を個別に課税して各人に請求することを求めている。

しかし、共有物に対する固定資産税等の課税は、民法436条の準用により、連帯債務者の一人に対して全部の履行の請求

ができるとされていることから（上記(1)・オ）、共有割合に応じた分割課税をしていない本件処分が違法・不当なものとはいえない。

なお、請求人は、本件土地の評価額への不服も述べているが、法432条3項の規定により、固定資産税等の賦課処分である本件処分の取消しを求める本件審査請求においては、それを不服の理由とすることはできない。

エ 以上によれば、請求人の主張はいずれも理由がなく、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙（略）